

大都市税財政制度調査特別委員会資料

1 「令和 7 年度国の予算編成に対する要請」について

資料 1 令和 7 年度国の予算編成に対する要請の概要

資料 2 令和 7 年度国の予算編成に対する重点要請書

参考資料 令和 7 年度国の予算編成に対する要請書

財政局

令和 6 年 5 月 28 日

令和7年度国の予算編成に対する要請の概要

1 要請活動の目的

国の令和7年度の予算編成にあたり、国に対し、本市が抱える行財政運営上の喫緊の課題の解決に向け、制度改善を要する事項や、本市の事務事業の推進のため適切な財政措置が必要な事項について要請活動を行い、国の理解を得ることにより、「最幸のまち かわさき」の実現に向けた取組をより一層推進することを目的とする。

2 要請内容

(1) 概要

要請活動の目的や、人口が集中する本市の状況を踏まえ、「大都市の役割にふさわしい税財源の充実」に関するもの4項目、「安心のふるさとづくり」に関するもの9項目、「力強い産業都市づくり」に関するもの4項目について、重点要請項目とした。

なお、「こども誰でも通園制度の制度設計について」「自動運転の社会実装に向けた支援について」は、新規要請項目として加えている。

(2) 要請項目数（53項目）

- | | | | | |
|------------|------|----------|----|----|
| ・ 重点要請項目 | 17項目 | （前年度16項目 | 2増 | 1減 |
| ・ その他の要請項目 | 36項目 | （前年度32項目 | 4増 | |

3 要請の方法及び時期

- (1) 要請は政務三役を中心に行うことから、通常国会の会期内かつ概算要求に向けた動きに合わせて、6月上～下旬に行っている。
- (2) 市長は、総務省に対して重点要請項目を中心に要請活動を行う。
- (3) その他の要請項目は、適切な時期・手法により担当局が要請内容の説明を行うとともに、必要に応じて担当副市長が対応する。

令和7年度

国の予算編成に対する重点要請書

令和6年6月

川崎市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正 13（1924）年に人口 5 万人で誕生した本市は、令和 6（2024）年 4 月に人口が 155 万人を超える、7 月には、市制 100 周年という歴史的な節目を迎えます。これまで、数多の災害や課題を、多様な市民が協力し合いながら乗り越え、克服して、前にも増して良いまちにしてきたというのが、本市の歴史です。現在では、急速な少子化への対応として多子世帯支援の充実を図るほか、地域包括ケアシステムの取組や、日本有数の研究開発拠点を有する都市として、新産業の創出や、地域経済の活性化の取組を事業者、市民の皆さんとともに進めています。

今後、川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しています。

こうした中、本市財政は、物価高騰や、ふるさと納税による財源の流出額が実質的に全国で最も大きくなるなど、厳しい環境下での運営を余儀なくされています。一方、多様化・増大化していく市民ニーズへきめ細かに対応するためには、効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要であり、国と地方の役割分担を明確にした上で、税源移譲を進めることができます。また、特別市制度の創設など、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現が必要です。

国においては、構造的賃上げの実現や、少子化対策の強化に向けて取組が進められていますが、市民の暮らしを支える中心的な役割を担っているのは地方自治体であり、圏域の中核都市である大都市の役割にも配慮した政策の実行を強く望みます。

真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として、本市の要請事項を取りまとめましたので、令和 7 年度国家予算編成において、特段の御配慮をお願いいたします。

令和 6 年 6 月

川崎市長 福田 紀彦

重 点 要 請 項 目

○ 大都市の役割にふさわしい税財源の充実

地方税財源の充実確保について ······	1
特別市制度の創設について ······	3
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について ···	5
ふるさと納税制度の見直しについて ······	7

○ 安心のふるさとづくり

システム統一・標準化について ······	9
待機児童の継続的な解消と保育所等の利用者負担の軽減に向けた支援について	11
こども誰でも通園制度の制度設計について【新規要請項目】 ······	13
子どもの医療費助成の在り方の検討について ······	15
児童福祉人材の確保に向けた支援について ······	17
福祉・介護人材の確保に向けた支援について ······	19
学校及び保育所における医療的ケア児支援の充実について ······	21
安全・安心で良好な教育環境の充実について ······	23
多摩川における治水対策の推進について ······	25

○ 力強い産業都市づくり

自動運転の社会実装に向けた支援について【新規要請項目】 ······	27
川崎臨海部の土地利用転換について ······	29
脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について ······	31
カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた 水素サプライチェーン構築に係る取組について ······	33

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

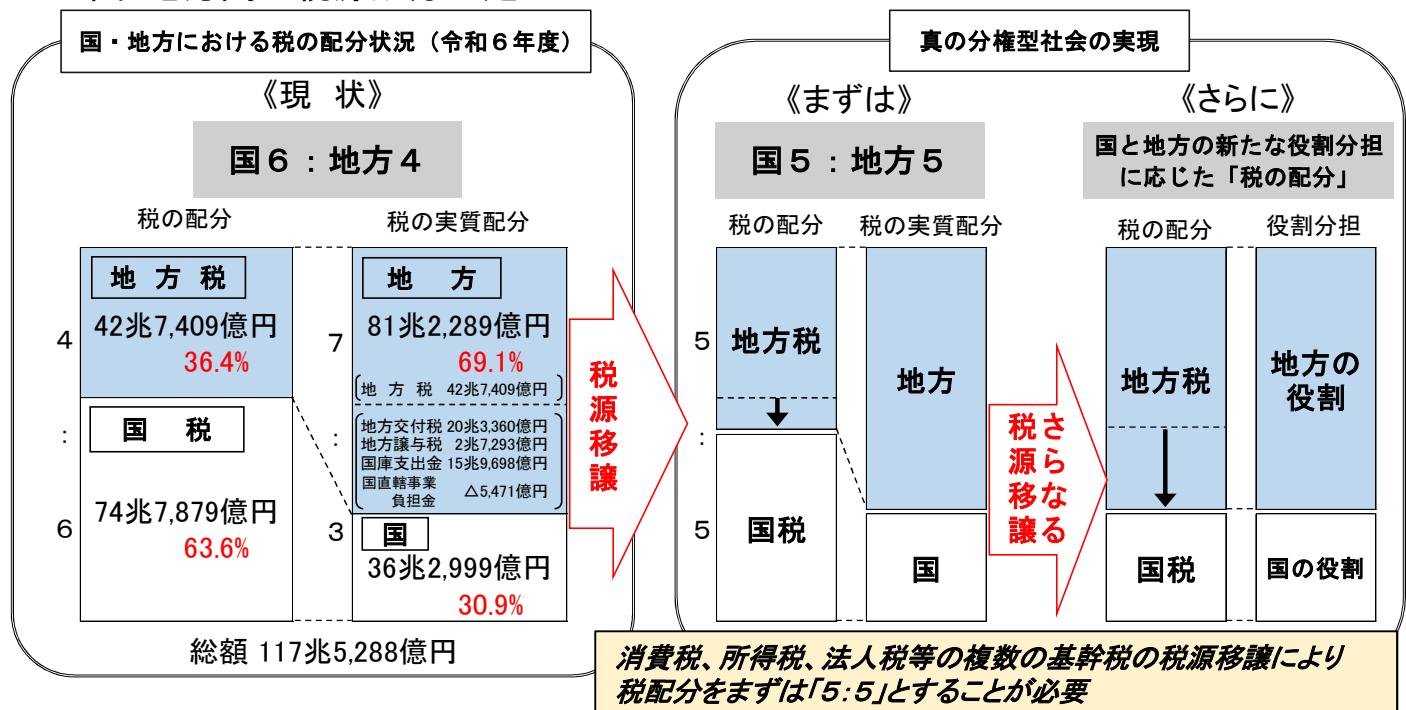
■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、デジタル田園都市国家構想推進交付金は、地方が自主性・独自性を発揮して活用できるよう、より自由度が高い制度とすること。

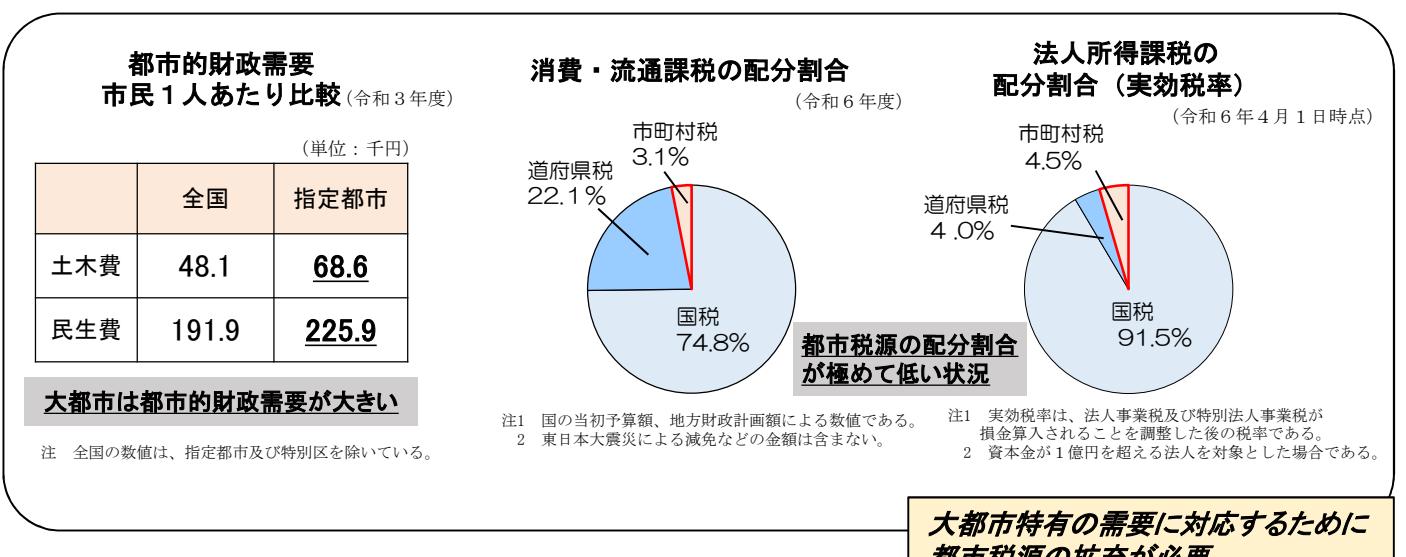
■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現には、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分とする必要があります。
- 本市をはじめとする指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかし、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっていることから、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充する必要があります。
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業が交付金の対象となるよう必要額を確保し、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。

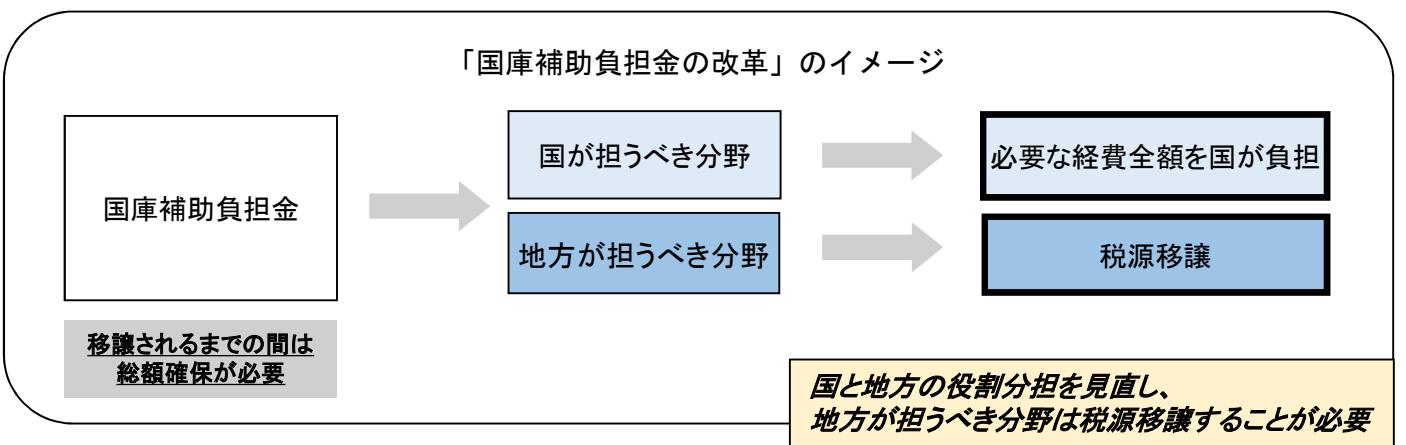
■ 国・地方間の税源配分のは是正



■ 都市の財政需要及び都市税源の配分の状況



■ 国庫補助負担金の改革



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

特別市制度の創設について

【内閣官房・内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に行うことを中心とする「特別市」制度を創設すること。
- 2 国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市制度の法制化に向け議論の加速化を図ること。また、大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において、調査審議が行われるよう図ること。
- 3 特別市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。

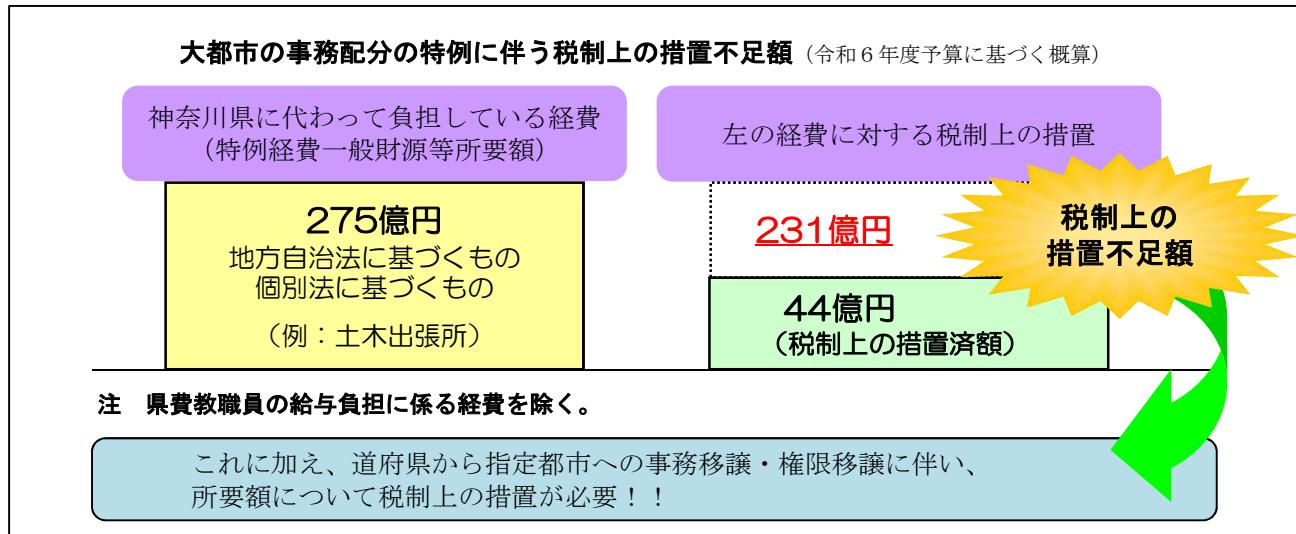
■ 要請の背景

- 指定都市制度は、昭和 31（1956）年の創設から 65 年以上が経過し、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていますが、広域自治体と基礎自治体という二層制構造は変わっていません。
- 指定都市は、大都市特例事務に係る行政サービスを実施していますが、権限に見合う財源が税制上措置されておらず、措置不足が生じています。
- 大規模災害等の危機的事象への的確な対応や、人口の減少、少子高齢化の進展等、市民に身近な地域課題を解決していく必要がある中、迅速かつ柔軟な行財政運営を行えるよう、指定都市とともに検討を進め、特別市制度を創設することが必要です。
- 大都市制度の検討がなされた第 30 次地方制度調査会答申から 10 年以上が経過し、この間に顕在化した大都市地域に係る問題や社会経済の変容に的確に対応するため、次期地方制度調査会で大都市制度について調査審議が行われることが必要です。
- 指定都市が特別市に移行することで、窓口の一本化による住民サービスの利便性向上、司令塔の一本化による迅速かつ地域の実情を踏まえた課題解決、我が国全体の経済成長の牽引が可能となり、また、道府県は広域自治体として、大都市以外の地域の補完という道府県の役割により一層注力することが可能となります。

■ 広域自治体と基礎自治体の二層制構造

指定都市制度創設から65年以上が経過し、多くの権限が移譲されてきたが、この間二層制の地方自治構造は変わっておらず、**効率的・効果的な行政運営ができない**状況

■ 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額



■ 第30次地方制度調査会の答申(H25)

特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においては**いわゆる「二重行政」が完全に解消**され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。

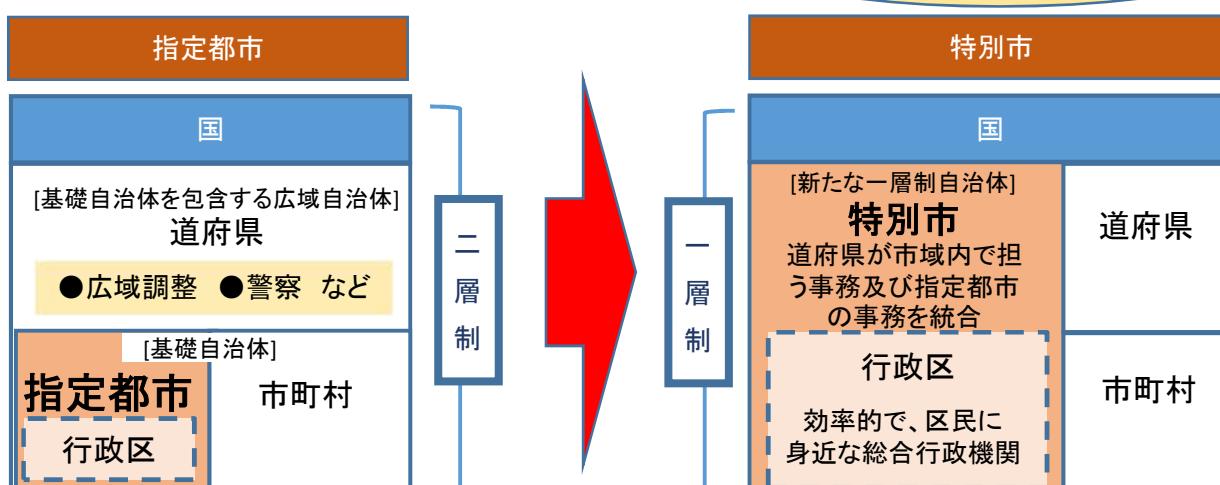
大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

特別市（仮称）という新たな大都市の力テゴリーを創設する場合の**様々な課題について**は、引き続き検討を進めていく必要がある。

答申から10年以上が経過
さらに社会経済も大きく変容
→ 議論を進める必要！

■ 特別市の姿

二層制（二重行政）を解消し効率的かつ効果的な行政運営を実現！



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当
財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-1576
TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について

【こども家庭庁・総務省・国土交通省】

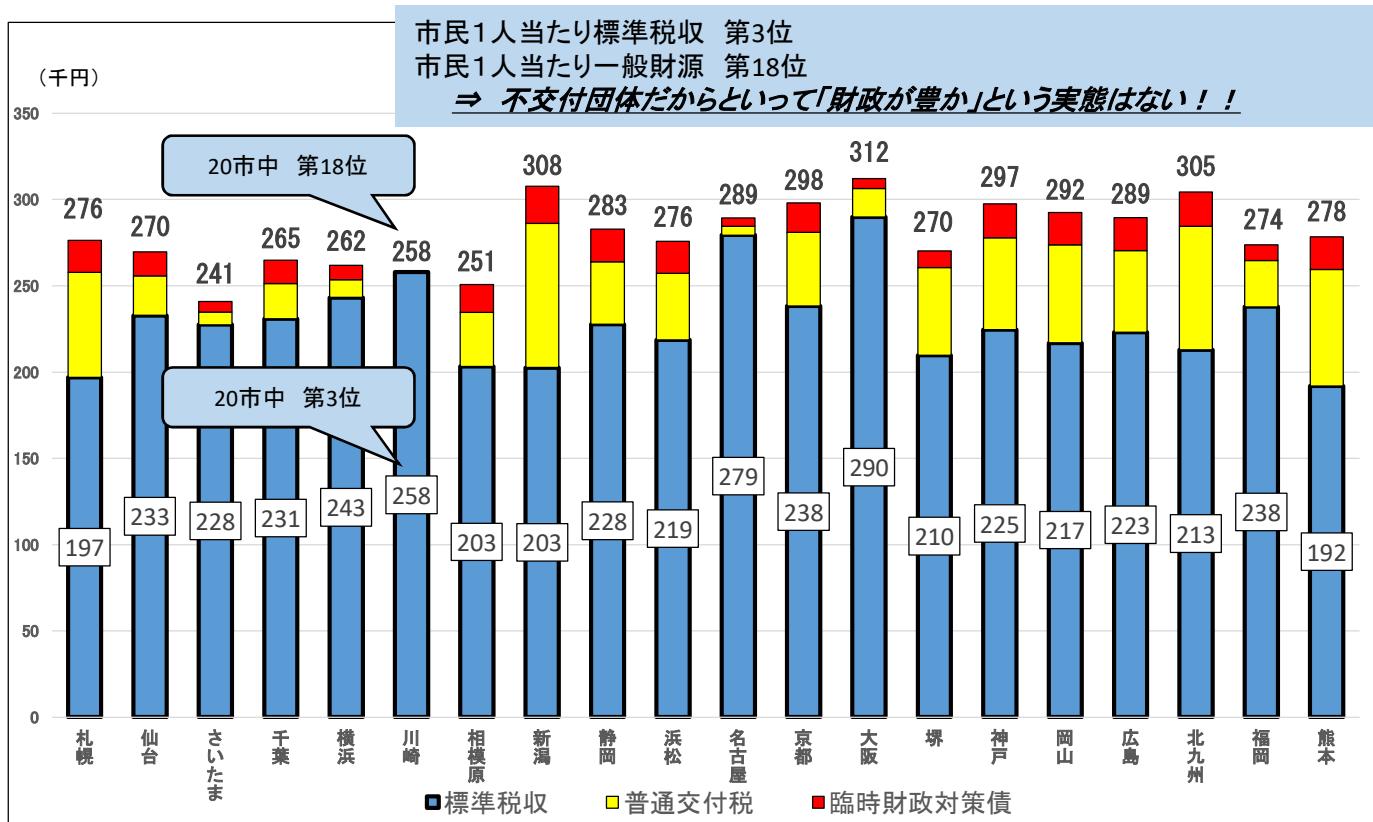
■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

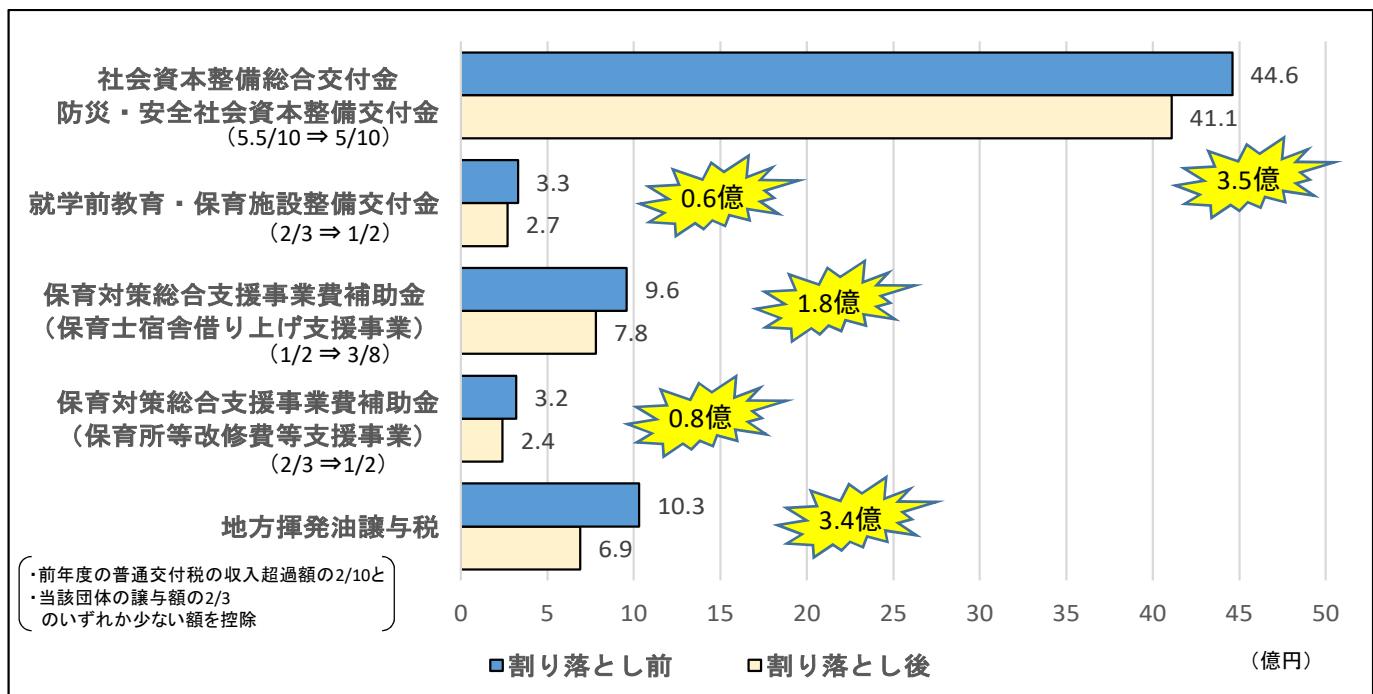
■ 要請の背景

- 地方交付税は、補助金や交付金のような政策誘導手段として用いるものではなく、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。
- 本市は令和6年5月時点で人口が155万人を超えており、わが国の人口減少が進む中においても当面の人口増を見込んでいる「元気な都市」であり、指定都市唯一の普通交付税不交付団体として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。
- 一方、指定都市を市民1人当たりの標準税収で比較すると、本市は第3位ですが、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民1人当たり一般財源で比較すると、第18位となり、「不交付団体=財政的に豊か」という関係は成り立ちません。
- 本市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備などの大都市特有の財政需要や、今後も増加が見込まれる子ども・子育て支援の充実をはじめとした社会保障関係費、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現、防災・減災対策などに係る財政需要を抱えている中、収支不足に伴い減債基金からの借入れを行っている状況であり、「財政が豊か」という実態はありません。
- 現在、各省庁独自で財政力指数に基づいて国庫支出金の割り落とし等が行われていますが、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を見直す必要があります。

■ 1人当たり標準税収及び一般財源の比較(令和4年度決算)



■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額(令和6年度)



地方交付税での財源調整との二重の調整となる財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと

ふるさと納税制度の見直しについて

【総務省】

■ 要請事項

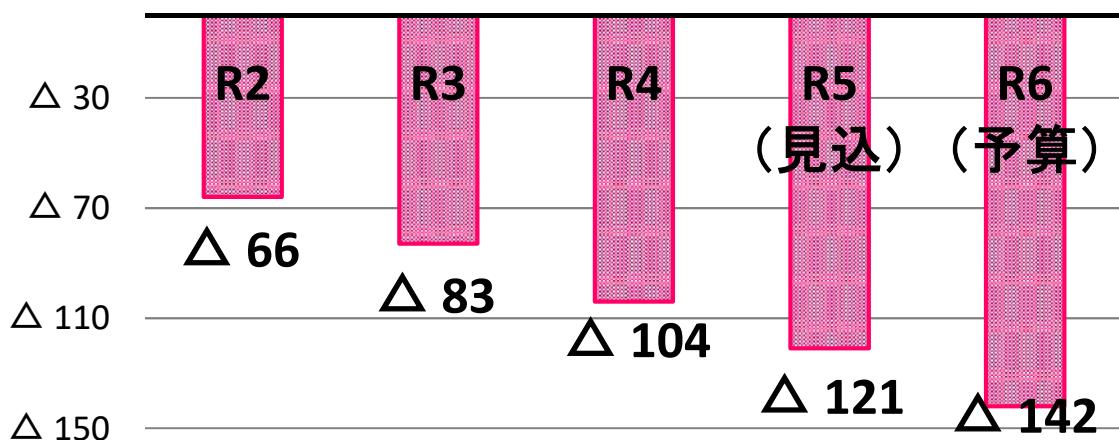
- 1 返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていること等を踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。
- 2 「ワンストップ特例制度」を適用する場合には、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。

■ 要請の背景

- 自分を育んでくれた「ふるさと」に対して、自分の意思で納税できる仕組みとして創設されたふるさと納税制度は、その理念として「税の使われ方を考えるきっかけ」「生まれ故郷や応援したい地域の力になれる」「自治体が取組をアピールし、競争が進む」ことが掲げられていますが、本来の制度創設の趣旨やその理念とは裏腹に、返礼品や節税を目当てとしたネット通販化している状況です。
- ふるさと納税により流出するのは、地方税の中でも基幹的地位を占め、いわば「地域社会の会費」として位置づけられる個人住民税ですが、本市においては、流出見込額が令和6年度予算で142億円となるなど、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要を抱える中で看過できない状況です。
- ふるさと納税指定制度の創設による見直しがされましたら、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生ずるなどの課題が依然として残されており、寄附金については、その5割まで募集に要する費用となっています。
- こうした状況を踏まえ、納税者への影響等を考慮した上で、特例控除額に、定額の上限額を設定すること、限度額を所得割額の2割から1割に戻すこと、また、経費割合を引き下げるなど、見直しを早急に行う必要があります。
- 「ワンストップ特例制度」について、所得税控除相当額を個人住民税から控除している現状の仕組みを速やかに見直す必要があります。
- 制度見直しまでの間は、減収影響に対する財政措置を講ずる必要があります。

■ 本市におけるふるさと納税による減収額

(単位: 億円)



<特例控除額の上限設定による影響額の試算(本市分)>

特例控除額に係る上限額	3万円	5万円	10万円
影響を受ける方の割合	57%	33%	10%
令和5年度減収額(a)	112億円	112億円	112億円
上限を設けた場合の減収額(b)	52億円	70億円	90億円
減収額への影響額(a)-(b)	60億円	42億円	22億円

注1 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額(ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く)

2 影響を受ける方の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合

<所得割額の2割から1割に戻すことによる影響額の試算(本市分)>



(例: 年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円(年間上限)のふるさと納税をした場合)

■ ワンストップ特例制度による影響

【確定申告を行う場合】

適用下限額 0.2万円	所得税控除額 2万円	個人住民税控除額 7.8万円
----------------	---------------	-------------------

【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

適用下限額 0.2万円	個人住民税控除額 2万円	個人住民税控除額 7.8万円
----------------	-----------------	-------------------

影響額
9億円

個人住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

(例: 年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円(年間上限)のふるさと納税をした場合)

この要請文の担当課／財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192

システム統一・標準化について

【デジタル庁・総務省】

■ 要請事項

- 1 統一・標準化に係る補助対象経費は令和8年度以降の経費も含め上限額を定めず国の全額負担とすること。ガバメントクラウドの利用料は過度な負担とならないよう措置すること。また、違約金については支出の適正性を担保すること。
- 2 開発リソースが不足しているベンダに対して国が支援を強化するとともに、標準準拠システムの適合性確認や動作保証は国の責任において行うこと。
- 3 今後一定期間は、国の制度改正等については、標準準拠システムの実装を前提として進めることなく、移行困難システムに配慮して実施すること。

■ 要請の背景

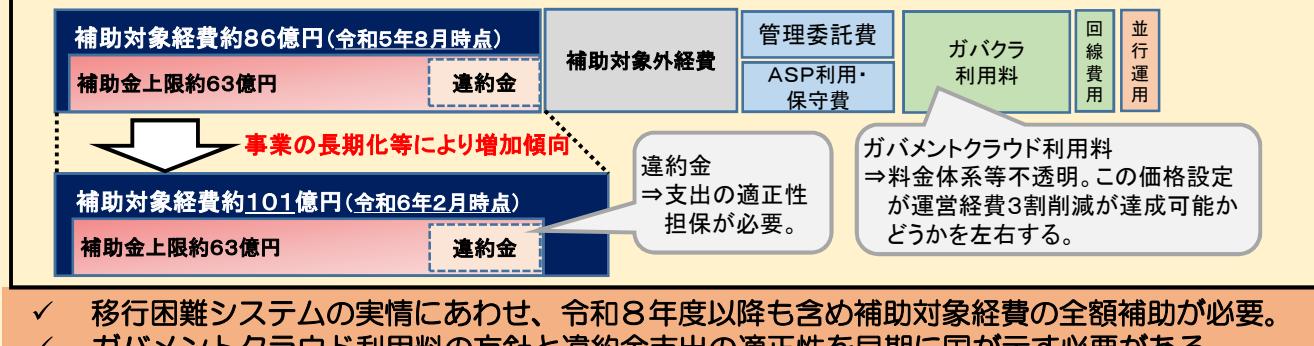
- 「デジタル基盤改革支援補助金」における補助上限額が引き上げられましたが、指定都市要件の再検討等により補助対象経費の増大が見込まれます。さらに、移行困難システムの顕在化に伴い、令和8年度以降も移行経費が発生します。標準化に係る特有の経費については、令和8年度以降も含め国の全額負担となるよう見直すとともに、ガバメントクラウド利用料については、過度な負担とならないようスケールメリットを活かした価格設定が必要です。また、補助対象経費のうち違約金については、支出の適正性を対外的に説明できるよう法令による担保が必要です。
- 標準仕様書の改定や国の制度改正対応により、ベンダの開発リソースが不足し、令和7年度末までの移行が困難となるシステムが多数存在します。ベンダが標準化対応に十分なリソースを割けるよう、国による支援が必要です。また、このような状況下で開発されるシステムが安定稼働するのか、適切に標準準拠しているのかについて、国の責任において適合性確認や動作保証を実施し、自治体や市民の不安を解消する必要があります。
- 移行困難システムにより、令和7年度末までに標準化が完了しません。国による制度改正が標準準拠システム実装を前提として実施された場合、市民サービスに影響が生じることから、移行困難システムに配慮した制度設計を行うようデジタル庁が中心となって関係省庁と調整することが必要です。

■ 本市における標準化に係る経費について

<標準化に係る補助対象経費>

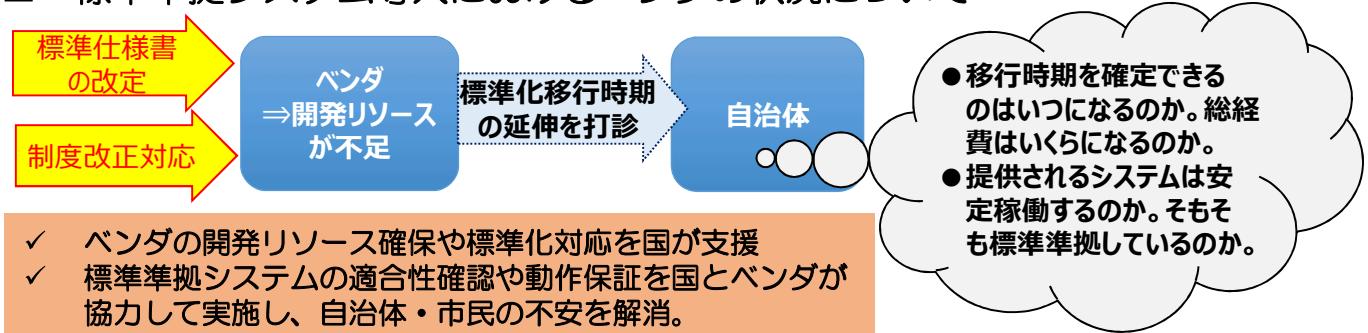
- ✓ 補助対象経費…移行困難システムによる事業期間の長期化と標準仕様書の指定都市要件により経費の更なる増加が見込まれる。また、令和8年度以降も移行経費が発生する。
- ✓ ガバメントクラウド利用料…運営経費に大きく寄与し、3割削減が達成可能な価格となることが重要。
- ✓ 違約金…支出の適正性が未だ担保されていない。対外的説明にも耐え得るよう国が担保する必要がある。

ガバメントクラウド移行に伴う全体費用



- ✓ 移行困難システムの実情にあわせ、令和8年度以降も含め補助対象経費の全額補助が必要。
- ✓ ガバメントクラウド利用料の方針と違約金支出の適正性を早期に国が示す必要がある。

■ 標準準拠システム導入におけるベンダの状況について



■ 本市の情報システムの標準化移行想定スケジュール

本市では標準準拠システムの対象となる「基幹20業務」を13システムに分けて管理している。

順位	本市のシステム名称	対応する基幹20業務	移行困難システム残存期間						
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1	区役所事務サービスシステム	住民登録、印鑑証明	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■	■■■■■
2	戸籍システム	戸籍、戸籍の附票	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■	■■■■■
3	選挙システム	選挙人名簿管理	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■	■■■■■
4	市税システム	固定、市民、法人市民、軽自税	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■
5	国民健康保険システム	国民健康保険	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■	■■■■■
6	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■	■■■■■
7	国民年金システム	国民年金	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■
8	就学援助システム	就学	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■	■■■■■
9	就学事務システム	就学	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■	■■■■■
10	福祉総合（1次）システム	介護保険、生活保護	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■
11	福祉総合（2次）システム	障害者福祉、児童手当	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■
12	福祉総合（3次）システム	児童扶養手当	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■
13	保健所総合システム	子ども・子育て支援	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	★	■■■■■	■■■■■
			■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

Legend:
 ■ 移行期間
 ★ 運用期間
 ★ 稼働開始時期（想定）

✓ 移行困難システム残存期間は、国の制度改正等が標準準拠システムの実装を前提としないよう配慮する必要がある。

この要請文の担当課／総務企画局デジタル化施策推進室 TEL 044-200-2205

待機児童の継続的な解消と保育所等の利用者負担の軽減に向けた支援について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

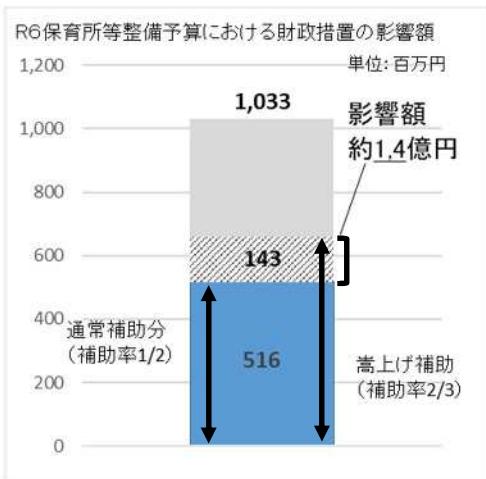
- 1 継続的な待機児童解消に向けて、受入枠確保に必要な財政措置を講ずること。
- 2 定員増を伴わない改築や修繕について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 保育所等の利用者負担の軽減に向けて、国基準保育料の減額、多子世帯支援の拡充の措置を図ること。

■ 要請の背景

- 本市では、保育所等の利用申請者数は年々増加している中、多様な手法を用いた保育受入枠の確保等を実施した結果、令和6（2024）年4月1日時点の待機児童数は4年連続でゼロを達成したところです。
- 就学前児童数が減少している一方で、保育ニーズは依然として増加傾向であり、特に保育ニーズが高い地域では、引き続き、施設整備等により保育受入枠の確保が求められるため、待機児童数等によらず整備費補助の嵩上げ措置の適用が必要です。
- 安定的な保育の提供を継続するためには、既存施設を有効活用する必要がありますが、本市では、開設後10年以上が経過した保育所等が増えている中、今後、老朽化等対策に関するニーズの増加が予想されるため、引き続き支援が必要です。
- 保育所等の利用者負担額について、本市では、市単独で負担し国基準以下の料金を設定するとともに、多子世帯への軽減措置についても令和6（2024）年4月から市独自の拡充を実施していますが、各自治体においても、独自の料金設定や軽減措置を行っていることから、自治体間で格差が生じています。
- 保育料の負担軽減措置については、本来は一律の基準に基づき運用される必要があること、独自の負担軽減措置により本市における財政負担が生じていることから、国基準保育料の減額、多子世帯の負担軽減に係る所得制限等の撤廃、さらに第2子以降の無償化など、保育料軽減措置を拡充する必要があります。

■ 受入枠確保に必要な財政措置

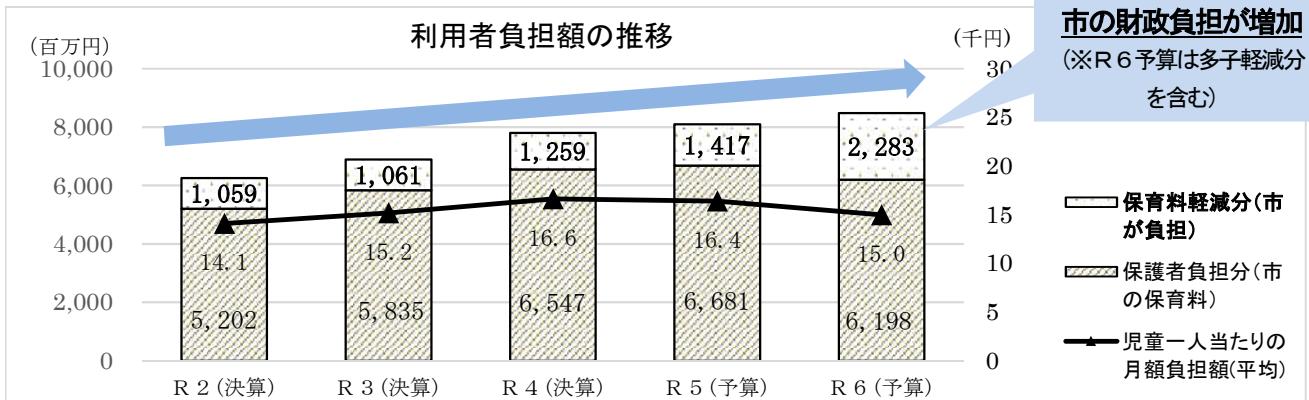
- 待機児童解消の継続については整備費等が不可欠であるが、補助率の嵩上げが待機児童を解消した場合等について翌年度適用とならないことから、市の負担が増加することとなり、取組の継続に支障が生じる。



継続的な待機児童解消につながるよう、受入枠確保に必要な財政措置を講ずることと。

■ 利用者負担の軽減措置【本市における利用者負担軽減措置の状況】

- 利用者負担額の負担軽減（年額）



- 多子世帯軽減措置の拡充

	国基準	川崎市
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯)	全児童 (無料)	全児童 (無料)
市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世帯が減免対象	第2子 第3子以降 (半額) (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世帯が減免対象
市民税所得割相当額が57,700円以上の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →同一世帯において小学校就学前の子どもで対象施設・事業を同時に利用する場合に適用	市が独自に拡充 (R 6. 4月から)

こども誰でも通園制度の制度設計について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

- 1 令和7年度以降の本格実施に向けて、1か月あたり利用時間や補助基準額などについて利用者や実施施設のニーズを的確に踏まえた設定とすること。
- 2 待機児童対策との優先順位を明確にしつつ、利用者ニーズや地域特性に応じて柔軟な運用ができるような制度設計とすること。
- 3 利用者から見た場合の一時預かり事業との相違点を明確にすること。
- 4 「総合支援システム」を「子ども・子育て支援システム」と連携させること。
- 5 要件確認、給付認定、給付費の審査・支払い等といった自治体の事務に関する指針や基準等を明確にすること。

■ 要請の背景

- 本市においては、国の示した基準に準拠して今年度に試行的事業を実施しますが、月10時間という上限設定が利用者ニーズに即しているかが不透明であり、各事業者からは、利用者数の推計が困難であるとの意見のほか、現状の補助基準額（こども1人1時間あたり850円）では採算性が見込めないという意見も挙がっています。
- 同制度が通常保育の受入れに影響しないよう、待機児童対策との優先順位は明確にする必要がある一方で、各施設が円滑に事業実施できるよう、利用者ニーズや地域の実情に応じて、柔軟な運用ができる制度とする必要があります。
- 一時預かり事業との比較において、制度上の位置付けの違いや、利用時間や料金設定等の違いはあるものの、利用者目線での明確な相違点というものが現時点で不明確であり、本市としても保護者への周知や案内等に苦慮しています。
- 自治体の事務効率等を考慮すると、国が開発中の「総合支援システム」と標準化対象となる「子ども・子育て支援システム」との連携は必須であるものと考えます。
- 令和8年度以降の給付制度化に際しては、利用認定、実績確認、給付費支払いなど様々な事務が見込まれるため、円滑な事業実施に向け、国が各事務に関する統一的な指針や基準等を示すことは、利用者や施設にとっても望ましいものと考えます。

■川崎市における試行的事業

本市では、制度上の課題を可視化するため、令和6年6月下旬から国基準に準拠して実施

利用時間	こども1人当たり月10時間上限	利用者ニーズが不透明
利用料	こども1人1時間当たり300円程度（事業者が設定）	
実施方法	●一般型：保育所等の定員と関わりなく受け入れ ●余裕活用型：保育所等の定員の範囲内で受け入れ	待機児童対策との優先順位が不明確
実施施設への補助額	こども1人1時間当たり850円 (障害児受入の場合、400円の加算)	採算が見込めない等
実施施設	公立を含む40施設以上で実施	

■一時預かり事業との相違点 ※こども家庭庁の資料より抜粋

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度
位置付け	市町村が実施主体となる 補助事業	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の 給付
実施自治体	1269自治体	全ての自治体
目的・内容	①家庭において 保育 を受けることが一時的に困難となった 乳児又は幼児 ②子育てに係る 保護者の負担 を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる 乳児又は幼児 を対象に、一時的に預かり、必要な 保護 を行う事業	0歳6か月～2歳の未就園児 を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、 就労要件を問わず時間単位等で利用 できる新たな通園給付
利用時間	市町村により上限の設定	月一定時間まで
その他	上記以外の、利用方法や実施方法等については、大きな違いは無い	

利用者目線での相違点が不明確であり、周知・案内に苦慮

■給付制度化に際して想定される新たな行政事務（例） 「総合支援システム」を活用？

①施設の要件確認

②利用者の要件確認・認定

③施設への給付の審査・支払い

「子ども・子育て支援システム」を活用？

④国庫補助の交付申請、実績報告

⑤実施施設への巡回指導・定期監査

様々な事務が見込まれるため、事務効率等を考慮することが必要

この要請文の担当課／こども未来局保育・幼児教育部保育第1課	TEL 044-200-2686
こども未来局保育・幼児教育部保育第2課	TEL 044-200-3948
こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当	TEL 044-200-3794
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課	TEL 044-200-3630

子どもの医療費助成の在り方の検討について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

- 1 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。
- 2 国と地方自治体が、子どもの医療費助成について、共同で検討を行う体制を構築すること。

■ 要請の背景

- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。
- 本市では、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる総合的な子育て環境づくりを進めています。小児医療費助成制度について、令和5（2023）年9月から、対象年齢の中學3年生までの拡大、所得制限の撤廃により制度拡充を図りましたが、年々財政負担が大きくなる一方、更なる制度拡充を求める声も上がっています。
- 子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるためには、子ども医療費助成制度は、地方自治体間で差異が生じない統一的な制度であることが望ましく、制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで共同で検討する体制づくりが必要です。
- 国、都道府県、市町村が一体となって子どもへの支援が可能となるよう、国の責任において、窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することが必要です。

■ 子どもの医療費助成の現状

- ・医療保険の自己負担分に対する、**地方単独事業による軽減措置の実施**
- ・地域間での格差及び拡充による**地方自治体の財政負担の増大**

■ 指定都市の状況（令和6年度）

地方自治体間で差異
が生じている状況

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
高校3年生まで	14	さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市、北九州市、（東京都）	14	さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、（東京都）
中学3年生まで	6	札幌市、仙台市、横浜市、 川崎市 、京都市、広島市、（神奈川県）	6	札幌市、仙台市、横浜市、 川崎市 、京都市、広島市
小学6年生まで	0	—	0	（神奈川県）

2 一部負担金

一部負担金	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
一部負担金なし	13	さいたま市、横浜市、 川崎市 、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、（東京都）	3	さいたま市、横浜市、名古屋市
一部負担金あり	7	札幌市、仙台市、千葉市、新潟市、京都市、大阪市、堺市、（神奈川県）	17	札幌市、仙台市、千葉市、 川崎市 、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、（東京都）、（神奈川県）

3 所得制限

所得制限	入院・通院	
	都市数	都市名
所得制限なし	17	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、 川崎市 、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、
所得制限あり	3	札幌市、相模原市、広島市、（東京都）、（神奈川県）

※自治体公表ベース

※東京23区において、令和5年4月から入院・通院助成対象を高校3年生まで拡大し、所得制限を撤廃

※相模原市は令和6年8月診療分から、通院・入院の助成対象年齢を高校3年生までに拡大する



子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう

- ・子どもの医療費助成について、**全国一律の制度を構築すること**
- ・国と地方自治体が**共同で検討する体制を構築すること**

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 TEL 044-200-2695

児童福祉人材の確保に向けた支援について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

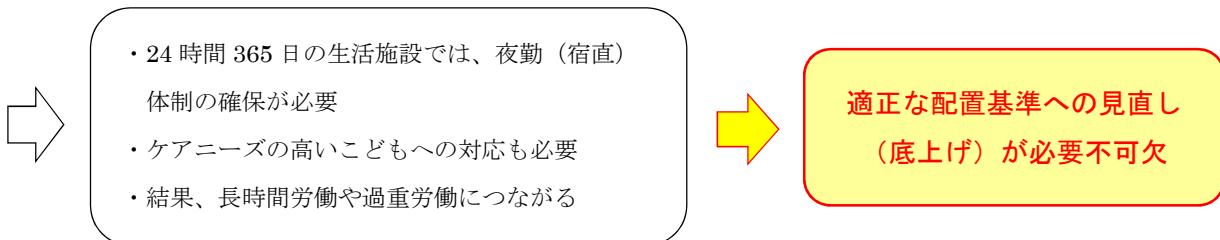
- 1 児童養護施設等の職員配置基準を見直し、体制強化への支援を行うこと。
- 2 保育士等の児童福祉人材の確保に必要な処遇改善加算等の増額を講ずること。
- 3 保育所等の宿舎借り上げ支援制度については、対象期間の見直しを慎重に行うとともに、補助対象者を拡充すること。
- 4 児童養護施設等については、宿舎借り上げ支援制度を新たに創設すること。

■ 要請の背景

- 児童養護施設や乳児院等において、国の「新しい社会的養育ビジョン」等に定める「できる限り良好な家庭的環境」での養育実現と、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を両立させるためには、保育士や児童指導員など専門職の適正な職員配置への見直しが必要不可欠です。
- 保育士等の児童福祉人材にかかる処遇改善については、これまで国において、一定の改善が図られてきました。しかしながら、給与は全職種と比較すると依然として低額であり、本市独自に処遇改善を行ってはいるものの、待遇面を理由に離職する者も依然として多い状況です。
- 保育所等における宿舎借り上げ支援制度については、市内認可保育所の約90%が利用していますが、国が対象期間を段階的に見直し（短縮）していることで補助対象者数が減少傾向にあるほか、施設長や栄養士が補助対象となっておらず、施設の職員が不公平感を抱える状況にあります。児童福祉人材の新規雇用や継続雇用を促進するためにも、補助対象期間の短縮は慎重に行うとともに、職種等による区別を無くし、補助対象者を拡充する必要があるものと考えます。
- 児童養護施設等の職員は、夜勤や長時間労働など過酷な勤務にも関わらず、保育所の保育士と比較して、宿舎借り上げ支援制度が無いことや処遇改善加算が不十分であるなど待遇面の格差があるほか、困難な業務と給与水準のバランスが確立できていないなど、人材確保・育成・定着が進んでいない現状があります。

■児童養護施設等の職員配置基準

	国基準	国基準+市加配（本市独自の基準）
児童養護施設	こども4人に職員1人	こども1人に職員1人
乳児院	こども1・3人に職員1人	こども1人に職員1・4人（最大）



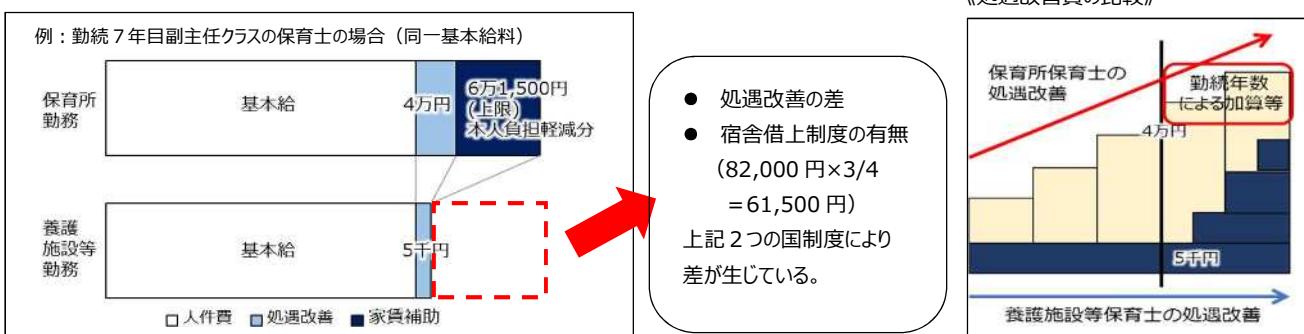
■保育士の待遇等

- 保育士の給与は全職種と比較すると依然として低額であり、待遇面を理由とする離職者も多い。
- さらに、同じ保育士資格を有していても、認可保育所と児童養護施設等では待遇の格差があり、児童養護施設等では保育所よりも更に保育士確保が困難な状況である。



保育士の待遇を改善し、児童養護施設等についても同等の待遇で採用活動できる環境が必要

（参考）保育士人件費の比較（モデルケース）



【児童養護施設等に対する本市の主な取組】

本市独自の待遇改善の取組	対象職種	加算額	支援期間
職員住宅手当加算 (R2年度～)	・家庭支援専門相談員 ・栄養士 ・心理療法担当職員等	運営法人が支給する各月の手当額×3/4 (月20,000円上限)	雇用後5年間
職員宿舎借上支援事業 (R4年度～)	・保育士 ・児童指導員 ・看護師	月上限82,000円×3/4	雇用後9年間

市独自の職員配置基準に加え、これらの取組を本市が独自に、かつ一部は先行実施しているが、上記趣旨を踏まえ、国が措置費の体系に組み込むなど、制度として実施することで、保育士等の児童福祉人材の確保・育成・定着を実現することが必要である。

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 TEL 044-200-2658

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 TEL 044-200-2686

こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 TEL 044-200-3948

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当 TEL 044-200-3794

福祉・介護人材の確保に向けた支援について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 関東大都市圏は住宅1畳あたりの家賃が全国で最も高く、人材を確保するに当たっては、住居費の負担が大きいことから、都市部における住居費負担の軽減に向けた支援を行うこと。
- 2 福祉・介護人材の確保については、今後の地域包括ケアシステムの構築や社会保障制度の維持に向けて必要不可欠なものであるが、賃金は他産業と比較して低い水準であるため、更なる処遇改善など、対応策について早急に行うこと。

■ 要請の背景

- 福祉・介護人材の確保に向けては、国においても取組を進められているところでですが、賃金が低い事や職場環境の状況等から全国的に人材が不足しています。
- 本市においては、就職相談会の開催や各種研修の実施、法人管理者向けの研修及びキャリアアップ支援など「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の4つのアプローチによる取組を行い、福祉・介護人材の確保と定着に努めているところですが、各事業所における不足感は増加傾向にあります。
- 関東大都市圏は全国で家賃が最も高く、中でも川崎市は東京都特別区に次いで2番目に高いなど、都市部特有の地域特性があります。
- 国では、人生100年時代に向けた整備を進める中で、最大の課題は人材の確保であるとし、処遇改善を行っていますが、介護福祉士の場合、10年以上の経験を積んで、ようやく全産業平均水準の賃金に達するものであり、福祉・介護従事者全体としては、一般労働者に比べ賃金が低いのが現状です。
- 高齢者・障害者への支援のために人材は最大の基盤となります。そのための福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた支援として、更なる処遇改善や居住費における宿舎整備にとどまらない関東大都市圏特有の住宅状況を踏まえたきめ細やかな支援は必要不可欠です。

■福祉人材の不足感

- 令和4年度に行った「障害のある方の生活ニーズ調査」の結果から、事業所全体の福祉従事者の不足感は45.9%と増加傾向になっている。



- 令和4年度に行った「川崎市高齢者実態調査」の結果から、事業所全体の介護従事者の不足感の割合は79.8%と増加傾向になっている。



■住居費の実態

- 一戸あたりの家賃・間代において、関東大都市圏は全国で最も家賃が高い。

関東大都市圏	5,500円
全国平均	3,563円

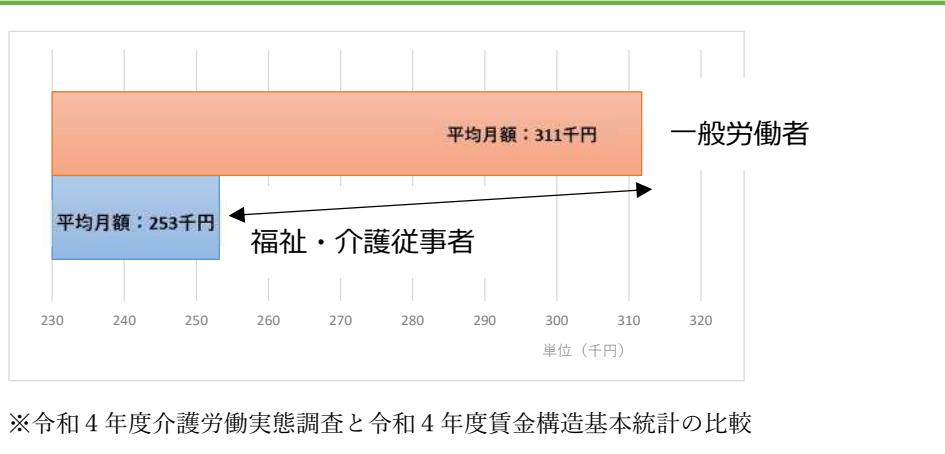
※平成30年住宅・土地統計調査

- 月額平均家賃は、東京都特別区部についてで、第2位。政令市では1位。

東京都特別区部	88,491円
川崎市	76,054円
横浜市	72,523円
さいたま市	65,364円

※平成30年住宅・土地統計調査より計算

■賃金の格差



賃金の格差が大きいため、福祉人材が、安心して働く環境の整備が求められます。

上記の実態を踏まえ、福祉ニーズの増大に対応する福祉・介護人材の確保に、国がきめ細やかな住居費支援及び更なる処遇改善を実効性のある制度として実施することが必要

この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

TEL 044-200-2647

健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 TEL 044-200-1978

学校及び保育所における医療的ケア児支援の充実について

【こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 学校における医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を関係法令において公立学校における教職員定数に位置付けるなど、看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。
- 2 医療的ケア児の通学支援に向け、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。
- 3 保育所における医療的ケア児受入れのための場の拡充や環境整備に必要な財政措置を講ずること。

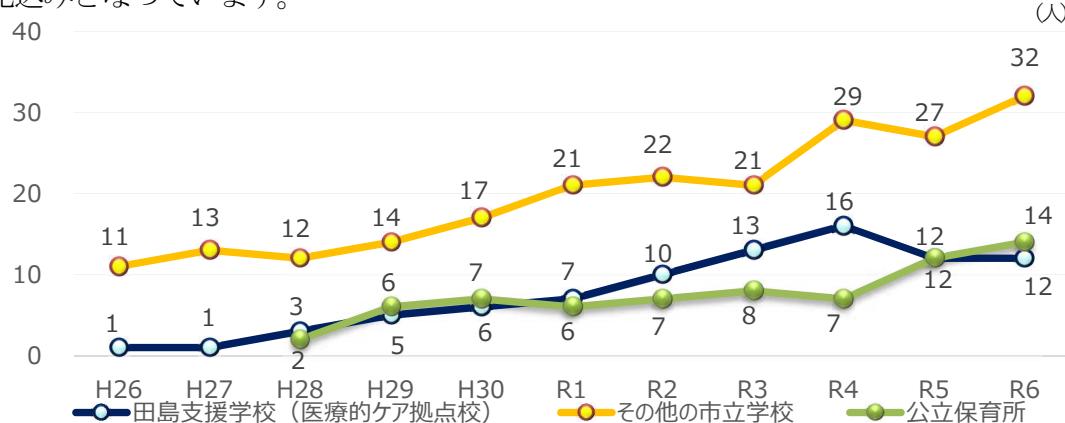
■ 要請の背景

- 医療技術の進歩に伴って医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化する中で、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、令和3（2021）年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行されました。法においては、国や地方公共団体の責務等が規定されており、各地方自治体における主体的な取組が求められています。
- 本市においては、市立学校に在籍する医療的ケア児は、特別支援学校のみならず、小・中学校においても増加傾向にあるとともに、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加しております。
- また、医療的ケア児の保育所等への入所相談の件数や、本市保育所における医療的ケア児の受入人数は増加傾向にあり、一人ひとりのニーズに応じた対応が必要となっているところです。
- 国においても、学校における看護師の配置に対する支援や保育所における看護師の配置及び保育環境の向上等に対する支援など、様々な支援を実施しているところですが、法の趣旨に基づき、学校及び保育所において、医療的ケア児の増加等に適切に対応していくためには、国における支援を更に充実させる必要があります。

1 川崎市における状況

市立学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向にあり、特別支援学校のみならず、その他の市立学校においても増加しています。

保育所においても、医療的ケア児の保育所等への入所相談の件数は増加傾向にあり、令和5年度から公立保育所全園での受入れを開始したことと併せて、今後も受入児童生徒は増加を続ける見込みとなっています。



2 学校における医療的ケア児支援の状況（令和6年度予算ベース）

（1）学校における医療的ケア対応

（千円）

人員配置	対応		
常勤6名	他の定数を自立活動教員（看護師）に振り替えて対応している状況		

要請事項1
教職員定数の位置づけを！

人員配置	必要額	国庫補助※	市負担
非常勤10名	22,823	7,607	15,216
派遣委託 約45名	81,656	27,219	54,437

要請事項1
財政支援の拡充を！
(補助率1/3の引上げ)

（2）通学支援（本市ではスクールバスによる登下校の通学支援を実施）（千円）

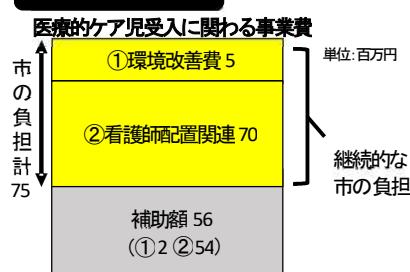
対応	必要額	国庫補助※	市負担
同乗看護師委託 (2,136時間)	28,196	9,398	18,798
バス委託（バス3台+運転）	26,400	0	<u>26,400</u>

要請事項2
バスの調達・運行を対象とした補助がないため、地域の実情に応じた財政措置を！

※教育支援体制整備事業費補助金（補助率1/3）

3 保育所における医療的ケア児支援の充実について

要請事項3



医療的ケア児の受入れの促進は急務であるが、環境整備や人的配置に対する継続的な経費を要することから、保育対策等総合支援事業費補助金についてさらなる拡充を図ることが必要

この要請文の担当課／要請1・2 教育委員会事務局学校教育部支援教育課 TEL 044-200-2549
要請3 こども未来局保育・子育て推進部 TEL 044-200-2609

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 大規模改造（質的整備）に関する上限額の引上げを図ること。
- 3 教室不足を効果的に解消するため、補助制度の拡充を図ること。
- 4 物価高騰や労務単価上昇等に起因する入札不調に伴う事業年度変更に係る国庫補助の再計上について柔軟な対応を図ること。

■ 要請の背景

- 補助単価の見直しは実施されているものの、昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇の影響などもあり、依然として現行の補助単価と実際の工事費に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、入札不調等により工期延長があった場合、再度の繰越措置を図ることは困難であり、市負担が増大するリスクがあります。
- 本市では、平成 20 年度から平成 21 年度までにかけて一斉整備した空調設備が一斉に更新時期を迎える後、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間で更新整備を実施する予定です。補助対象事業費の上限額が令和 4 年度から引下げられたため、大規模校を単年度で整備した場合、所要額に見合う十分な補助を受けることができない状況にあります。
- 児童生徒数が増加傾向にある本市では、保有教室に余裕のある学校が少なく、教室の転用や増築が必要となります。短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できることとなっています。
- 昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇、災害復旧工事等の需給逼迫に伴う資材不足や人材不足の影響のため、入札不調が増えており、学校施設に関する工事入札についても、不調件数が、令和 3 年度 4 件、令和 4 年度 6 件、令和 5 年度は 9 件となっており、不調件数及び全体に占める不調件数の割合は年々増加しています。入札不調による工事スケジュールの見直しのために事業年度が変更となる場合があり、国庫補助の再計上について柔軟な対応が必要となっています。

■ 年度別の計画事業量と採択状況

(単位:千円)

年度	計画事業費	交付決定額	(予算区分)		採択率	補正率
			当該年度 当初予算	前年度 補正予算等		
R4	1,733,441	1,845,506	0	1,845,506	106.5%	100.0%
R5	929,487	1,000,927	0	1,000,927	107.7%	100.0%
R6	1,973,123	2,169,594	0	2,169,594	110.0%	100.0%

※補正率: 交付決定額のうち、補正予算などの前年度予算により措置された割合

前年度予算による措置は、年度内に工事完了が困難な場合、補助を活用できないリスクがある。

→ 実勢価格との乖離解消と併せ、柔軟な工期設定を可能とするためには、当初予算による措置が必要

■ 大規模改造（質的整備）に関する上限額の引上げ

工事種別	～R3	(単位:千円)	
		R4～R6	
大規模改造（質的整備）			
空調設置	上限額 200,000	70,000	
	下限額 4,000	4,000	
空調設備一斉更新 (R7～R10)	国庫補助額 約34.5億円	約26.6億円	負担増：約7.9億円

上限額が令和4年度から引下げられたため、補助目的に沿った十分な補助を受けることができない。

空調設備一斉更新 (R7～R10)

国庫補助額 約34.5億円 ⇒ 約26.6億円

負担増：約7.9億円

→ 空調設備の更新整備にも十分対応可能となるよう上限額の引上げが必要

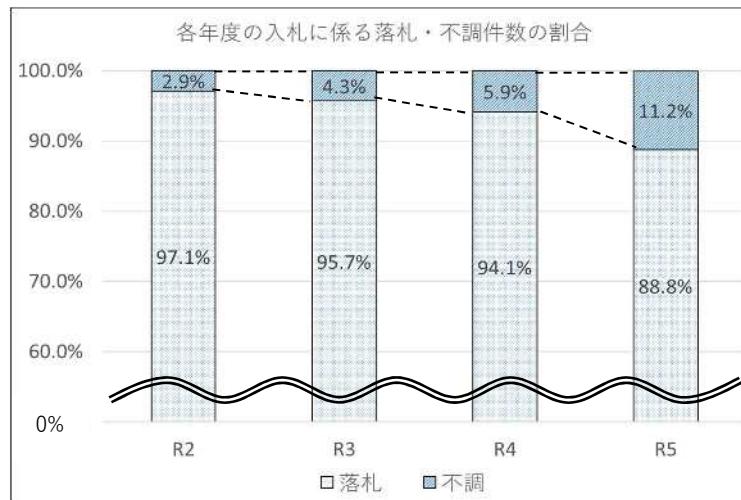
■ 補助制度の拡充

リース方式について、現在の制度では補助を活用できない。

→ 教室不足に対応するための有効な手段であるリース方式についても補助金の活用が可能となるよう制度の拡充が必要

■ 川崎市立学校に関する工事入札件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不調	3	4	6	9
落札	102	88	95	71
合計件数	105	92	101	80



物価高騰や労務単価上昇等に起因する入札不調によって工事スケジュールが見直しとなり、事業年度が変更になると、国庫補助が活用できなくなる場合がある。

→ 入札不調に伴う事業年度変更に係る国庫補助の再計上について柔軟な対応が必要

この要請文の担当課／教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

多摩川における治水対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川(平瀬川・三沢川)等との合流部や排水樋管の放流部における河道掘削を早急に実施すること。
- 2 「多摩川緊急治水対策プロジェクト」の取組を確実に実施するとともに、「多摩川水系流域治水プロジェクト」に位置付けている、多摩川における浸水被害の最小化に向けた対策について、河道掘削やJR京浜東北線付近等における堤防機能強化等の治水対策を確実に実施すること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生したため、被害軽減に向けた多摩川の治水対策の推進が不可欠です。
- 令和6年1月に「多摩川緊急治水対策プロジェクト」の事業期間を1年延伸していることから、本プロジェクトにおける河道掘削等の取組を令和7年度までに確実に実施するとともに、多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近等の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、土砂掘削などを行い、継続的に水位を低減する対策を行うことが不可欠です。
- JR京浜東北線付近の堤防高及び堤防厚や多摩川における平瀬川との合流部の堤防高は、基準値を満たすように、堤防機能強化等の治水対策を行う必要があります。

■ 効果等

- 多摩川及び流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害を軽減できます。

土砂堆積の状況

〈河道内の土砂掘削による水位低減対策〉



三沢川との合流部



平瀬川との合流部



排水樋管放流部



多摩川堤防の状況

〈堤防機能強化等の治水対策〉



平瀬川との合流部（東久地橋付近）



J R 京浜東北線付近

多摩川における浸水被害の最小化に向けて、早急な対策の実施を講ずること

この要請文の担当課／建設総合局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901
上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

自動運転の社会実装に向けた支援について

【経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

自動運転の社会実装に向けて、実証事業やインフラ整備等の本格運行に向けた支援の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 路線バスの減便や廃止が全国に拡大しているなか、都市部の本市においても運転手不足等の影響により、路線バスを大幅に減便せざるを得ない状況が生じています。
- 地域公共交通の根幹である路線バスを維持する方策の一つとして、自動運転技術を活用した新たな交通サービスを開拓していくことが必要です。
- 物流では、トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用される「物流の2024年問題」に伴う労働力の不足及び輸送能力の低下への対応として物流DXの推進等による物流の効率化が求められています。
- 本市では、庁内推進会議や関係事業者との協議会を設立し、今後、地域コミッティの組成を予定するなど、自動運転の社会実装に向けた取組を推進しています。
- 社会実装を実現するためには、都市部における自動運転技術の研鑽や地域の交通環境に即したインフラ整備等を自治体と関係事業者が綿密に連携し、取組を進める必要がありますが、社会実装に向けて、実証試験の実施費用や複数年にわたる継続的な国際的支援が必要です。

■ 効果等

- 都市部における自動運転技術を確立することにより、持続的な交通環境の形成が図られるとともに、研鑽された技術は他都市における地域交通の課題解決に繋がることも期待できます。
- 自動運転技術は公共交通のみならず、物流分野への活用とともに、一般交通分野における交通流の円滑化や安全性の向上等にも寄与します。

<本市における路線バスの現状>

川崎市的人口とバス便数の関係

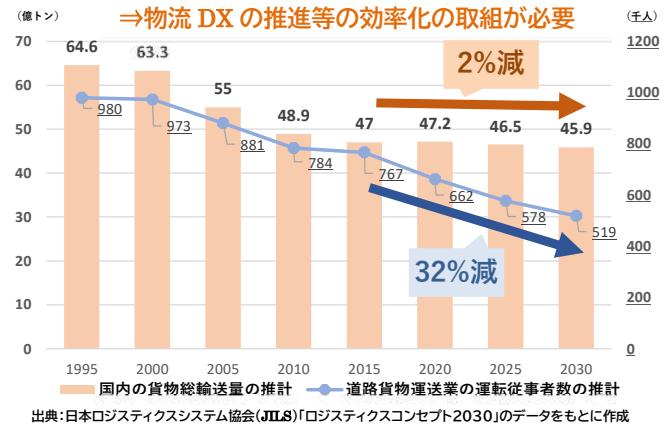
- ・人口はほぼ横ばい
- ・路線バスの便数は減少



<我が国における物流の現状>

国内総貨物量、運転従事者数推計の関係

- ・国内総貨物量は微減(約2%減)
- ・一方運転従事者数は大きく減少が見込まれる(約32%減)



<自動運転に関する国の主な支援制度>

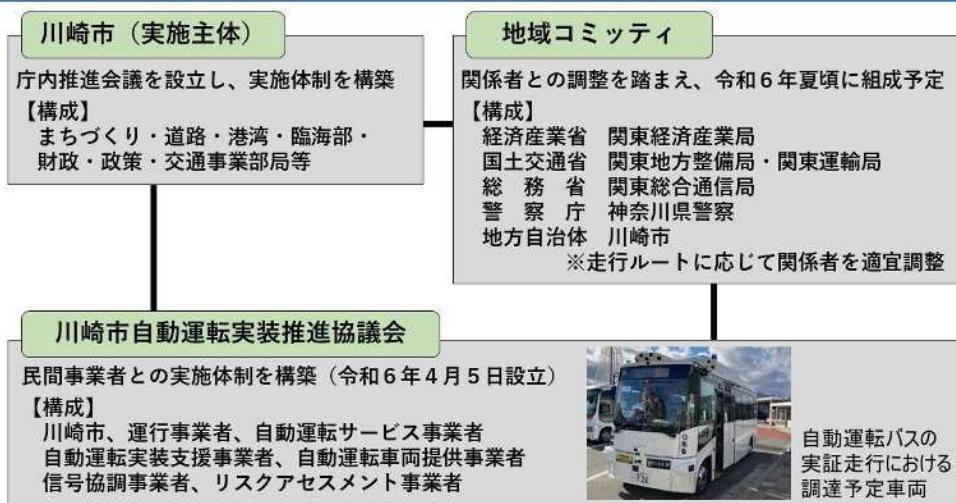
地域公共交通確保維持改善事業費補助金

令和5年度	自動運転実証調査事業	補助上限額 1億8千万円
令和6年度	自動運転社会実装推進事業	補助上限額 1億5千万円

<本市の取組>

- ・自動運転移動サービスの社会実装に向けた取組を推進するため、運行事業者や自動運転システム関連会社、関係行政庁等との協力体制を構築
- ・令和6年度に、国の支援制度（自動運転社会実装推進事業）を活用し、自動運転バスの実証走行を予定

自動運転バスの実証走行に向けた協力体制の構築



自動運転の社会実装に向けて、実証事業やインフラ整備等の本格運行に向けた支援の充実を図ること。

川崎臨海部の土地利用転換について

【内閣府・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 扇島地区における、水素等の大量かつ安定的な受入・供給を可能とする商用サプライチェーン構築に向けた支援や速やかな土地活用を行うためのインフラ整備、大水深バースを活用した関連する港湾整備に必要な財政措置を講ずること。
- 2 南渡田地区における、素材を中心とした研究開発拠点形成を促進するため、産業集積、インフラ整備、制度設計などの取組に対して、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 日本の経済発展を支え続けてきた川崎臨海部におけるかつてない規模の土地利用転換は、これからのが我が国の国際競争力強化において重要な役割を担うものであり、今後他地区でも起こり得る土地利用転換のロールモデルとなり得ることから、国策を具現化するような未来志向の土地利用の実現に向け、これまでの枠組みに捉われない、省庁横断的な支援が必要です。
- 土地利用転換の中核である扇島地区では、令和10年度の液化水素サプライチェーン構築に関する商用化実証開始を目指して、受入拠点の整備に関する調整を進めなど、カーボンニュートラル社会の実現等に向けた土地利用転換の取組を進めています。それら機能の導入など官民による事業の推進のためには、商用化実証後のサプライチェーン構築に関する支援や国道357号・首都高湾岸線出入口等の交通基盤、港湾施設などの各種インフラの整備が必要であり、このためには、計画的かつ長期的な財政措置が必要です。
- この度の大規模土地利用転換の先鞭と位置付けている南渡田地区では、国の「統合イノベーション戦略」や「マテリアル革新力強化戦略」で示されている革新的なマテリアルの開発を具現化する新たな産業拠点の形成を目指し、令和6年度から先行地区の事業に着手しました。今後は、地区全体において、拠点の価値向上に資する戦略的な機能集積及びインフラ整備を着実に進める必要があるため、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援措置が必要です。

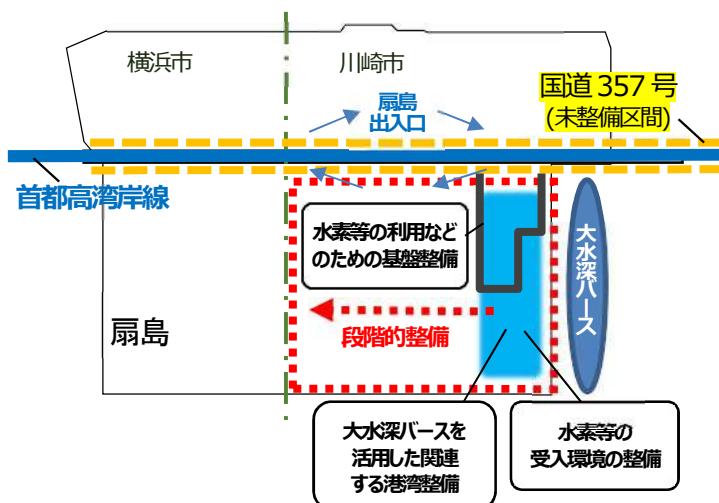
■ 川崎臨海部における大規模土地利用転換について



・扇島地区

基盤整備、港湾整備

- ・水素等の受入環境や利用等のための基盤整備
- ・大水深バースを活用した関連する港湾整備

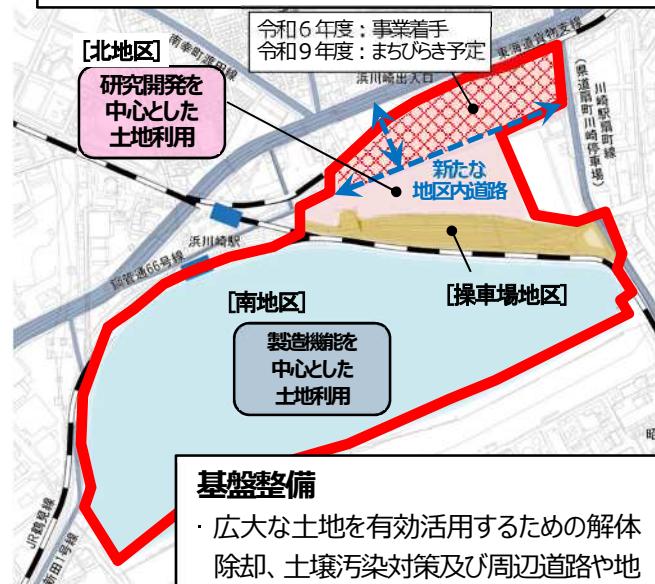


首都圏や京浜臨海部のカーボンニュートラルエネルギー利用促進に向けて、大規模土地利用転換を早期に実現するための
計画的かつ長期的な財政措置が必要

・南渡田地区

産業集積

- ・革新的な素材を生み出す研究開発機能の集積による「素材から世界を変える産業拠点」の形成



拠点形成に向けて、規制緩和をはじめ、
財政、税制、金融上の **積極的かつ
集中的な支援措置** が必要

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部戦略拠点推進室 TEL 044-200-1568
建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-0475
港湾局港湾経営部経営企画課 TEL 044-200-3050

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・環境省】

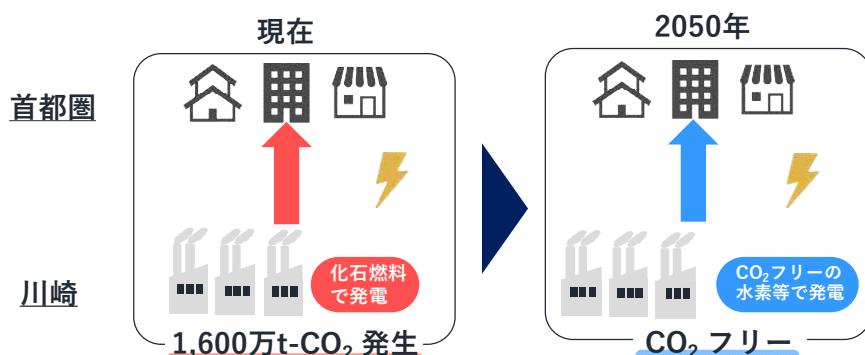
■ 要請事項

- 1 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの普及に加えて、水素・アンモニア等による発電や、CCUS等の次世代技術の実装化が必要であるため、こうした技術の開発や導入に向けた支援を加速させること。
- 2 第6次エネルギー基本計画における太陽光発電設備の導入目標の達成に向け、地域の取組を推進するため、課題解決や技術開発に向けた取組を加速させること。特にFITに頼らない自家消費型の太陽光発電設備の普及など、系統対策に向けた取組を一層推進すること。

■ 要請の背景

- 本市は首都圏における大規模なエネルギー供給拠点であり、供給エネルギーのカーボンニュートラル化により、国の脱炭素化に大きく貢献する可能性があります。国や地方公共団体における温暖化対策の実効性を高めていくためには、地域ごとのポテンシャルを踏まえつつ、水素・アンモニア等の利活用や、CCUS等次世代技術の実装化に向けた支援を加速させる必要があります。
- 太陽光パネルは、リサイクル・廃棄、人権問題等を懸念する意見も普及に向けた課題であるため、国において具体的な対応策を示していくことが必要です。また、ペロブスカイト太陽電池等の次世代技術の社会実装に向けた取組等も重要であり、国の主導による技術開発の促進がより一層必要となります。
- 太陽光発電設備については、系統接続や出力抑制などその普及に伴う課題が生じており、解決策の一つである送配電網の整備には、多くのコストや時間等を要するため、太陽光発電設備など再エネ電力の自家消費の促進や、エネルギー・マネジメントなどエネルギー利用の最適化に向けた取組を促進していく必要があります。これらの取組により、系統接続の負荷軽減とともに、再エネ賦課金の低減に寄与する等の効果が見込まれ、国主導による一層の取組が求められます。

■ 川崎市のCO₂フリーエネルギーの可能性



川崎市は、首都圏における大規模なエネルギー供給拠点となっている
⇒供給エネルギーのカーボンニュートラル化により、我が国の脱炭素化に大きく貢献する可能性がある

■ 川崎市の条例制度について（令和5年3月改正）

本市では市域のほとんどが市街化しており、再エネポテンシャルの99%が建築物への太陽光発電設備となっているため、次の制度により、市域の再エネ導入拡大を図る。

■ 総称 建築物太陽光発電設備等総合促進事業

制度1

特定建築物太陽光発電設備等導入制度【令和7年度施行】

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

制度2

特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【令和7年度施行】

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を市内に年間延床5,000m²以上建築する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

制度3

建築士太陽光発電設備説明制度【令和6年度施行】

建築士に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う説明義務

制度4

建築物太陽光発電設備誘導支援制度【令和5年度開始】

地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな誘導支援の枠組みの創設

■ 【制度2】特定建築事業者太陽光発電設備導入制度による効果

制度対象件数のイメージ（令和2（2020）年度実績より）

項目	戸建住宅	共同住宅	その他・非住宅	合計
制度対象事業者の建築受注件数の合計	2,055件 (60%)	252件	120件	2,427件 (56%)
上記以外の建築受注件数の合計	1,349件	253件	340件	1,942件 (44%)
総計（約600者）	3,404件	505件	460件	4,369件 (100%)

制度対象となる建築物は市内新築住宅の約6割

（「エネルギー基本計画」等で示された「2030年度に新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備設置を目指す」という国の目標に合致する。）

この要請文の担当課／環境局脱炭素戦略推進室 TEL 044-200-2508

カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた 水素サプライチェーン構築に係る取組について

【経済産業省】

■ 要請事項

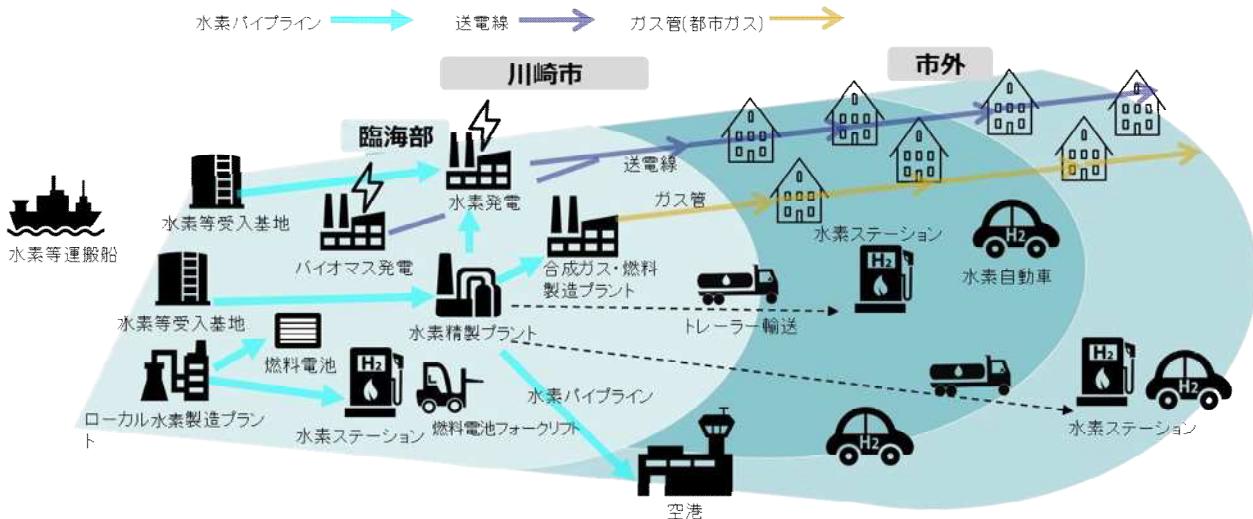
- 1 カーボンニュートラルコンビナート実現に資する水素サプライチェーンの構築に向け、補助事業等の強力かつ持続的な財政措置を講ずること。また、実証、設備導入補助を拡充すること。
- 2 水素の製造・貯蔵・運搬・利用等の施設整備に向けた技術基準を含めた諸制度の整備及び規制改革・規制緩和を行うこと。

■ 要請の背景

- 2050 年のカーボンニュートラル実現に向け、本市は令和 4 (2022) 年 3 月に「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を策定し、同年 5 月に立地企業に加え、メーカー、銀行等が参画する川崎カーボンニュートラルコンビナート・ポート形成推進協議会を立ち上げ、企業と連携しながら水素の需給一体の取組を進めています。
- 令和 5 (2023) 年 3 月には、国のグリーンイノベーション基金事業における「液化水素サプライチェーンの商用化実証」の水素受入地として川崎臨海部が選定されたことから、当該実証の円滑な実施と商用化への速やかな移行が期待されています。
- 水素等のカーボンニュートラルなエネルギーの社会実装は、環境価値が適切に反映された市場の構築を前提とし、利活用の拡大によるコストの低減を実現するには、2030 年度までに供給開始が見込まれる需要だけではなく、それに続く需要への段階的な支援と水素利用を検討する企業への実証及び設備導入など、移行期の財政措置が必要です。
- 水素サプライチェーンの構築に向けて水素の製造・貯蔵・運搬・利用等に関する設備整備においては、明確な技術基準が存在しないことから、法令等への位置付けを行うとともに、水素の普及拡大に向けて、安全面を考慮した積極的な規制改革・規制緩和が必要です。

川崎市が目指すカーボンニュートラルコンビナート

「水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギーの供給拠点」のイメージ



これまでに明らかになった水素サプライチェーン構築に向けた課題

【全体】水素サプライチェーン（ネットワーク）構築に向けた継続的な支援が必要

【法規制】水素の製造・貯蔵・運搬・利用等における技術基準の明確化による法令等への位置付け

川崎カーボンニュートラルコンビナート・ポート形成推進協議会

会員企業：92者（2024年3月1日現在）

旭化成株式会社	J&T環境株式会社	トキコシステムソリューションズ㈱	プレス工業株式会社
旭タンカ一株式会社	JFEエンジニアリング株式会社	トヨタ自動車株式会社	ベットリファインテクノロジー株式会社
味の素株式会社	JFEコンテイナー株式会社	株式会社豊田自動織機	株式会社マルストラントスポートーション
出光興産株式会社	JFEスチール株式会社	トヨタL&F神奈川株式会社	三浦工業株式会社
岩谷産業株式会社	JFEホールディングス株式会社	日油株式会社	株式会社みずほ銀行
上野グループホールディングス株式会社	株式会社JERA	日本鑄造株式会社	株式会社三井住友銀行
エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル㈱	住友商事株式会社	日本通運株式会社	三井住友信託銀行株式会社
NRS株式会社	セントラル硝子株式会社	日本エア・リキード合同会社	三菱化工機株式会社
ENEOS株式会社	セントラル・タンクターミナル株式会社	日本合成アルコール株式会社	三菱重工業株式会社
株式会社荏原製作所	太平洋セメントグループ	日本コンセプト株式会社	三菱商事クリーンエナジー株式会社
花王株式会社	大陽日酸株式会社	株式会社日本触媒	株式会社三菱UFJ銀行
神奈川臨海鉄道株式会社	高砂熱学工業株式会社	日本水素エネルギー株式会社	メビウスパッケージング株式会社
川崎オキシトン株式会社	株式会社タケエイ	日本ゼオン株式会社	横河電機グループ
株式会社NIPPO・大林道路株式会社 共同事業体 川崎シーサイドアスコン	田中貴金属グループ	日本乳化剤株式会社	横浜川崎曳船株式会社
川崎重工業株式会社	千代田化工建設株式会社	日本ブチル株式会社	横浜川崎国際港湾株式会社
かわさきファズ株式会社	電源開発株式会社	日本ポリエチレン株式会社	株式会社横浜銀行
川崎臨港倉庫埠頭株式会社	東亜建設工業株式会社	日本冶金工業株式会社	株式会社レゾナック
株式会社クレハ環境	東亜合成株式会社	日本郵船株式会社	株式会社ロジスティクス・ネットワーク
京浜急行電鉄株式会社	東亜石油株式会社	日本郵便株式会社	特別非営利活動法人 産業・環境創造リソーシャンセンター
サンアロマー株式会社	東京ガスグループ	東日本電信電話株式会社	一般財団法人石炭フロンティア機構
三友グループ	東京電力グループ	東日本旅客鉄道株式会社	石油コンビナート高度統合運営技術研究組合
株式会社島津製作所	東芝エネルギーシステムズ株式会社	富士電機株式会社	経済産業省関東経済産業局
商船三井株式会社	東洋埠頭株式会社	プリンス海運株式会社	国土交通省関東地方整備局

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部成長戦略推進部 TEL 044-200-2095

令和7年度
国の予算編成に対する重点要請書

令和6年6月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話 044(200)2183